

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	保育システム
行政機関等の名称	朝霞市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども部保育課保育入所係
個人情報ファイルの利用目的	保育園入園申込受付及び入園選考並びに保育料の算定及び徴収のため
記録項目	1氏名、2住所、3年齢、4性別、5生年月日、6電話番号、7本籍、8国籍、9続柄、10個人番号・マイナンバー、11電子メールアドレス、12通所先、13職業・職歴、14勤務先・通学先、15家庭状況、16住居の状況、17生活状況、18水道水栓番号、19水道使用開始日及び中止日、20収入、21資産状態、22取引状況、23課税・納税状況、24公的扶助の受給の有無、25振込先金融機関名・預金種目・口座番号・口座名義人、26通知書番号・税目・年度・税額・期別・納期限、27差押・執行停止の状況、28利用者負担額、29児童手当支給状況、30健康状態、31傷病名・傷病歴、32障害の有無・程度、33検診の結果、34検査の結果、35人柄・性格
記録範囲	保育園入園希望者（1～5、7、9、10、30～34） 保育園入園者（1～5、7、9、10、12、30～34） 保育園入園希望者の保護者（1～3、5～10、13～21、23～25、28、30～34） 保育園入園者の保護者（1～3、5～11、13～26、28～35） 保育園入園希望者の同居の親族（1～3、5～7、9、10、13～17、20、21、23、24、30～34） 保育園入園者の同居の親族（1～3、5～10、13～25、28～35） 徴収移管先（収納課未収金対策係分）（18～31、35）
記録情報の収集方法	本人からの提出により収集（1～35） 保育園入園希望者の同居の親族からの提出により収集（1～2、14、23～24、30～35） 金融機関からの提出により収集（1～2、5、21～22、25） 保険会社からの提出により収集（1～2、5、21～22、25） 保護者の勤務先からの提出により収集（1～2、5、14、20、23） 公共料金課徴会社（1～2、5～6、25） 諸官庁等の公共機関（1～8、13～17、20～27） 朝霞市課税課から収集（1、2、5、6、13～15、20、21、23、25） 朝霞市収納課から収集（1～8、10、13～17、20～23、25～27、30～32、35） 朝霞市総合窓口課から収集（1、2、5、7、8） 朝霞市生活援護課から収集（1、2、5、24） 朝霞市こども未来課から収集（1、2、5、25） 朝霞市国保年金課から収集（1、2、5、15、16、23、25） 朝霞市上下水道総務課から収集（1、2、15、18、19、25） 朝霞市学校給食課から収集（1、2、5、25）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む

記録情報の経常的提供先	民営保育施設（１～２、４～６、９、１３～１６、２４、３０～３４） 他市区役所及び町村役場（１～２、４～６、９、１３～１６、２０～２１、２３～２４、３０～３４） 巡回指導医（１～２、５、１４、３０～３４） 公共職業安定所（１～２、５） 都道府県労働局（１～２、５）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市長公室市政情報課市政情報係	
	（所在地）埼玉県朝霞市本町１－１－１	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	—	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	法定事務 市独自事務 ※どちらかに○をしてください。	